

山運輸第610号  
令和5年1月17日

物流事業者各位

中国運輸局山口運輸支局長



「標準的な運賃」の届出についてのご案内

平素より、国土交通行政に対し、ご理解とご協力いただき誠に有難うございます。

さて、トラック運送業においては平成30年に成立したいわゆる働き方改革関連法において、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについては「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が改正されるとともに令和6年4月より時間外労働時間の上限規制（960時間/年）が適用されることから、ドライバーの労働環境及び待遇改善を図ることが急務となっています。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では貨物運送事業法を改正し、法令遵守し持続的な事業を行う際の参考となる「標準的な運賃」を令和2年4月に別紙の通り告示したところです。（令和5年3月31日まで。運賃表は別紙をご参照ください。）

一方、昨今の情勢から輸入原材料価格やエネルギー価格の高騰、労務費等が大きく上昇しており、安全で安定的な輸送を維持し提供するためには、荷主も含めた全体で適切に負担を分担する必要があり、そのためにも適正な価格転嫁の実現が喫緊の課題となっています。

貴社におかれましても運送事業の下支えとなる「標準的な運賃」を活用され、経営基盤の強化を図られるとともに法令遵守並びに持続的な輸送力の確保へと繋げるべく「標準的な運賃」をご活用いただくことが重要と考えています。

つきましては、「標準的な運賃」のご理解とともに、別添の届出書を運輸支局へ届出いただき、荷主等との運賃交渉にお役立て頂ければ幸いです。

また、当局から荷主企業・団体に向けても当制度について周知を行っていることを申し添えますので、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、既に届出されている場合など、行き違いがありましたらご容赦ください。

○届出の際は、「標準的な運賃の届出書の提出について」を参考にしてください。

問い合わせ・届出先

〒753-0812 山口県山口市宝町1番8号  
中国運輸局山口運輸支局 貨物担当

TEL 083-922-5336

福江 e-mail: fukue-a59ai@mlit.go.jp

大高 e-mail: ootaka-n59ao@mlit.go.jp

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）附 則

（標準的な運賃）

第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。